

令和7年度 滋賀県子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組補助金募集要綱

1 事業概要

(1) 目的

子ども連れや妊娠中の方の外出時の負担を軽減する環境づくりを支援することで、子育てに関わる方が社会から支援されていることを実感する契機とするとともに、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図るものです。

(2) 事業内容

①補助対象者

この補助金を活用し、効果的かつ的確に子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組を行うことができる者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 滋賀県内に所在する施設等において、不特定多数の子ども連れや妊娠中の方の利用が見込まれる事業者
- イ 滋賀県内において、子ども・子育て支援を主たる事業として行う法人または任意団体
- ウ その他知事が特に必要と認める団体

②補助対象事業

子ども連れや妊娠中の方の外出時の負担を軽減する環境づくりを目的とした物品の購入（配送料も含む）や、工事の施工に係る経費

施設整備関連経費

- ア 子ども向け休憩室（待合室）の設置に係る費用
（パーテーション、カーテン、テーブル、カーペット、ベンチ、絵本、玩具等）
- イ 授乳室の整備に係る費用（パーテーション、カーテン、授乳用チェア等）
- ウ おむつ替え設備の整備に係る費用（おむつ交換台、ベビーベッド等）
- エ トイレのベビーチェアの設置に係る費用（ベビーチェア等）
- オ 優先駐車区画の案内に係る費用（優先案内のための区画塗装・看板等）
- カ ベビーカーの貸し出しに係る費用（ベビーカー等）
- キ 掲示物の設置に係る費用（「子ども連れの方の外出にやさしい」PR用看板等）
- ク 上記以外で知事が補助事業の実施のために必要と認める費用

啓発物作成経費

- ケ 啓発物作成（ポスター、チラシ、情報発信誌等）

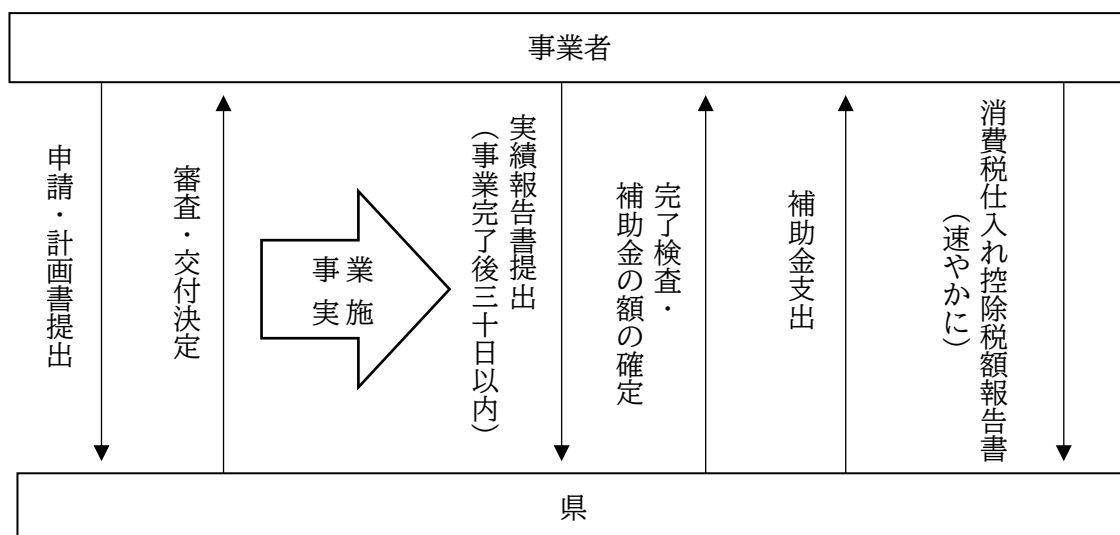
③補助経費対象として認めないもの

- ・ 国、県等の他の補助金等が充当されている経費
- ・ 補助金の交付決定前に発注もしくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を行ったもの
- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 特定の宗教活動または政治活動を内容としているもの
- ・ 汎用性があり、目的外使用が可能なもの
(事務処理用PC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等)
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

④補助率、補助限度額

補助率 1/2 以内 (1 者あたり補助上限25万円/下限3万円)

事業スキーム



3 実施方法

(1) 事業の募集期間

令和7年4月16日(水)から令和7年12月26日(金)まで

※申請書等が届き次第、随時交付決定を行います。

※申請総額が予算額を超過する場合には、申請締切前であっても募集を終了します。

※令和7年3月31日(火)までに事業を完了してください。

(2) 交付の申請について

申請者は、次の書類を整えて、上記募集期間内に滋賀県子ども若者政策・私学振興課 子ども未来戦略係に持参、郵送または電子メールで交付申請してください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③所要額調書（様式第3号）
- ④対象経費の見積書の写し（対象経費が物品購入費である場合に限る。）
- ⑤工事見積書および工事図面の写し（対象経費が工事施工費である場合に限る。）
- ⑥その他知事が必要と認める書類

※複数の施設を保有する場合は、まとめてご申請ください。

（3）交付の決定について

①審査

- ・提出いただいた申請書類により、申請内容が交付要件等を満たしているものについて、審査を行います。
- ・募集多数となった場合は、子ども連れや妊娠中の方の外出時の負担軽減に係る効果を幅広く普及できる事業を優先的に採択します。
- ・同一年度における1事業者の交付申請は、1回を限度とします。

②交付決定

- ・審査結果に基づき、予算の範囲内において交付決定の可否を判断し、その旨を申請者に通知します。

（4）補助事業開始時の注意事項について

- ・補助決定者は、県から交付決定通知を受けた後に、補助事業の開始が可能となります。交付決定前の物品購入等の契約は事前着手に当たり、補助決定を取り消す場合があります。
- ・補助対象設備の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、滋賀県内に本社または支店等の事業所を有する事業者としてください。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りではありません。
- ・補助決定者は、「すまいる・あくしょん宣言」を行うとともに、子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組「すまいる・あくしょんマーク」について、利用者に分かりやすい場所への掲示をお願いいたします。
- ・補助決定者は、補助金を活用して実施した事業内容について、県ホームページへの掲載等、県が実施する普及啓発に協力していただきます。

[参考]すまいる・あくしょん宣言

- (1)企業・団体等の代表者が「すまいる・あくしょん宣言」を行っていること。
- (2)申込書に記載の内容、すまいる・あくしょん宣言文、取組内容を公表することに同意すること。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) 補助事業の計画変更について

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合および補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。

(6) 実績の報告について

補助決定者は補助事業が完了した場合は、次の書類を整えて事業終了後 30 日以内に実績報告書を提出してください。(または、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに提出してください。)

①事業実績報告書(様式第 10 号)

②所要額精算書(様式第 11 号)

③納品書および領収書の写し(対象経費が物品購入費である場合に限る。)

④工事契約書(工事内訳書を含む)および領収書の写し(対象経費が工事施工費である場合に限る。)

⑤子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい環境整備後の現況写真(対象経費が施設整備関連経費である場合に限る。)

⑥完成した啓発物の写し(対象経費が啓発物作成経費である場合に限る。)

⑦交付決定通知書または変更決定通知書の写し

⑧その他参考となる書類

(7) 支払関係書類における注意事項について

- ・支払は、事業完了(予定)年月日までに完了してください。
- ・金融機関振込での支払による場合、振込手数料は補助対象とはなりません。

(8) 補助金の額の確定について

- ・県は、補助決定者から実績報告書の提出を受けた後、書類審査および必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に通知します。
- ・なお、要綱第 6 条(2)により補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から 30 日以内に実績報告書を提出してください。

(9) 補助金の支払について

補助金の額の確定後に交付します。

(10) 取得財産の管理等について

- ・補助決定者は、補助事業により購入した物品においては納品日、または工事の施工を行ったものについては工事の完了日から起算して 1 年以上継続して使用しなければいけません。
- ・また、この補助金により購入した物品および工事の施工を行ったものについては転売を禁止します。

(11) 交付規則への違反について

滋賀県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

4 書類提出および問合せ先

〒520-8577

滋賀県大津市京町 4-1-1

滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 子ども未来戦略係

TEL：077-528-3573

FAX：077-528-4853

メールアドレス：ja00@pref.shiga.lg.jp